

熊本県公報

号外 第26号の2
平成15年6月12日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○平成15年度熊本県観光施設整備資金融資制度要項……………(観光物産総室) 1

告 示

熊本県告示第640号の2

平成15年度熊本県観光施設整備資金融資制度要項を次のように定める。
平成15年6月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成15年度熊本県観光施設整備資金融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、観光施設の安全性及び施設水準の向上を図るため、当該施設の整備に要する資金について融資を行い、観光の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「融資対象施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る施設で、主として観光客を宿泊させるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設を除く。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第21条第1項に規定する営業許可を受け、又は受けようとする飲食店で、主として観光客に飲食のサービスを提供する食事休憩店
- (3) 観光農園、キャンプ場及び工場における観光客受け入れのための施設等の観光関連施設であって、観光振興上融資することが適当と認められるもの
- (4) 旅館組合等が整備を行う駐車場、インフォメーションセンター、地域物産センター、イベント広場、それらに付帯するカラー舗装等

(融資資金)

第3条 県は、この制度の運用のための資金を、予算の範囲内で、取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、預託を受けた資金に、300パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第4条 前条の取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肥後銀行
- (2) 熊本ファミリー銀行
- (3) 商工組合中央金庫熊本支店
- (4) 熊本信用金庫
- (5) 熊本第一信用金庫
- (6) 熊本中央信用金庫
- (7) 天草信用金庫
- (8) 熊本県信用組合

(融資対象者)

第5条 この制度の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 引き続き1年以上県内に住所を有する者
- (2) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていない者

(融資対象経費)

第6条 融資の対象となる経費は、融資対象施設の新築、増改築、改善等に要する経費で、観光客の利便性の向上に直接寄与しない部分(従業員宿舍等)を除いたものとする。

(融資条件)

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資額 融資額は、総事業費の80パーセントを超えないものとし、以下のとおりとする。
ア 宿泊施設においては1事業者当たり150万円以上8,000万円以内